

令和元年12月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 西田浩幸

令和元年(ワ)第23号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年10月21日

判 決

D III - 1st

5

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町上牧3169

被 告 今 井 孝 尚

主 文

10 1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

15 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、後述する被告の不法行為により精神的損害を被ったと主張して、被告に対して、民法709条、710条に基づき、原告が被った精神的損害に対する慰謝料3000万円のうち、10万円の支払を求める事案である。

2 本件の前提事実は以下のとおりである。

20 (1) 原告と被告は、いずれも群馬県利根郡みなかみ町内の一軒家に住んでおり、両者の家は、少なくとも50メートル程度離れている（弁論の全趣旨）。

(2) 被告は、原告が上記の一軒家に居住し始める前から現在に至るまで、被告宅で犬を飼っている（甲3、7の1、7の2、弁論の全趣旨）。

第3 本件の争点及び当事者の主張

25 本件の争点は、被告の不法行為の成否及び原告の損害の有無・金額であり、これらの争点についての当事者の主張は以下のとおりである。

1. 争点1（被告の不法行為の成否）について

（原告の主張）

被告は、原告に対して以下のとおり言動や音による脅迫を行ったものであり、不法行為が成立する。なお、被告以外の第三者の行為であっても、被告が当該第三者に指示をしてこれを行わせたものであるから、被告に不法行為が成立する。

（1）不法行為①

被告は、平成27年頃から現在に至るまで、原告に対し、被告が飼っている犬の鳴き声によって原告を脅迫するとともに、平成28年12月26日、平成29年6月8日、令和元年5月25日及び同月26日には、原告が被告に対して上記の鳴き声による被害を訴えたにもかかわらず、何らの対応をせず、かえってこれを激化させた。

（2）不法行為②

被告の長男である今井正明（以下「訴外正明」という。）は、平成28年9月上旬ころ、原告に対して、「お前のような馬鹿野郎が居るから村の雰囲気が悪くなるんだ。手前は気違いだ。皆もそう言ってる」と発言するとともに、原告が自身のほ場で栽培していたマコモをむしった。

また、被告と訴外正明は、原告に対して、犬は鳴くのが仕事である旨発言した。

（3）不法行為③

被告又は被告の指示を受けた第三者は、平成26年8月頃及び平成30年4月29日頃、原告のほ場にマムシを投げ入れた。

（4）不法行為④

被告は、原告を常時監視して付きまとっている。

（5）不法行為⑤

被告又は被告の指示を受けた第三者は、平成26年6月以降断続的に、原告のほ場を荒らした。

(6) 不法行為⑥

被告又は被告の指示を受けた第三者は、平成28年1月30日、平成29年1月26日、同年3月8日、平成30年1月7日、同年2月24日及び平成31年2月17日、原告に対して、除雪作業を装い騒音や振動による被害を生じさせた。

(7) 不法行為⑦

被告又は被告の指示を受けた第三者は、平成27年、平成29年及び平成30年の以下の年月日に、原告に対して、側溝の上を渡ることで騒音による被害を生じさせた。

ア 平成27年

7月19日、10月11日、同月12日、同月18日、同月19日、同月20日、同月22日、11月13日、同月29日、12月14日

イ 平成29年

3月8日、6月19日、9月16日、10月30日、11月12日

ウ 平成30年

2月1日、3月11日、同月26日

(8) 不法行為⑧

被告は、平成30年12月19日、被告の妻である今井きぬえ（以下「訴外きぬえ」という。）とともに、ハンターが狩りの際に行う合図を模倣することによって、原告を脅迫した。

（被告の主張）

否認し争う。

原告が主張する事実はいずれも存在しないか、存在したとしても不法行為に当たらない。なお、原告が主張する被告以外の者の言動について、被告が指示する等した事実はない。

2 爭点2（原告の損害の有無・金額）について

(原告の主張)

原告が被告の不法行為により被った精神的損害を慰謝するためには3000万円を要し、原告は、本訴訟においてこのうちの10万円を請求するものである。

(被告の主張)

否認し争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点1 (被告の不法行為の成否)について

(1) 原告が主張する不法行為①について

原告は、大要、被告が飼っている犬の鳴き声により被害を受けているとして被告に不法行為が成立する旨主張するところ、このような場合に不法行為が成立するか否かについては、当該犬の鳴き声が、社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものと認められるかどうかにより判断することが相当である。

証拠（甲2，3，4，7の1，7の2，8）及び弁論の全趣旨によれば、平成27年7月頃から令和元年5月頃までの間、被告が飼っている犬が鳴くことがあり、その鳴き声は原告宅内でも聞こえる程度の音量であったこと、原告は、被告やその家族に対して、何度か被告の飼い犬の鳴き声について苦情を申し入れたことがあり、令和元年5月26日には、原告が被告宅に電話をかけて犬の鳴き声についての苦情を申し入れ、訴外きぬえが対応したが、同人の近くで話を聞いていた訴外正明も原告と訴外きぬえの会話内容に反応していることが認められる。

しかしながら、本件全証拠によっても、被告が飼っている犬の鳴き声の具体的な頻度や、その音量の程度等の詳細が明らかであるとはいひ難い（なお、原告は、犬の鳴き声を録音したデータを多数証拠として提出しているが、原告自身も他の犬が鳴いている場合もあることを自認していること（甲2参照）や、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、原告宅付近には、被告宅以外にも犬

を飼っている者が住んでおり、当該犬も鳴くことがあることが認められることも考慮するに、上記の証拠として提出された鳴き声の全てが、被告の飼っている犬のものであるかどうかは明らかでないといわざるを得ない。）。弁論の全趣旨によれば、被告は原告とのやり取りを経て夜間は犬を被告宅に入れるようになり、平成31年春頃には一時的に夜間に犬を外に出している期間があったものの、その後には再度夜間は犬を被告宅に入れるようにしていること（なお、原告は、被告がいったん夜間に犬を被告宅に入れるようになったことは認めつつも、それは数か月間だけのことであり、その後に長期間にわたって犬を外に出していた旨主張するが、かかる事実を認定するに足りる的確な証拠はない。）が認められることからすれば、被告は自身が飼う犬の鳴き声について一定の対応をしているということができ、このことと、前記前提事実のとおり、被告は、原告が現在の家に居住するようになる前から被告宅で犬を飼っており、原告宅と被告宅は少なくとも50メートル程度離れていることと、証拠（甲6）及び弁論の全趣旨によれば、原告宅と被告宅の周辺には他にも何件か家が建っていることが認められるものの、本件全証拠によっても、被告が原告以外の第三者から犬の鳴き声について苦情を申し入れられた事実があるとは認められないことを併せて考えるに、被告の飼っている犬の鳴き声が、社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものとまでは認め難い。また、上記認定事実のとおり、原告は、令和元年5月26日、被告宅に電話を掛けて犬の鳴き声についての苦情を申し入れており、証拠（甲7の1、7の2）及び弁論の全趣旨によれば、その際、訴外正明は「馬鹿野郎」と発言していることが認められるものの、当該発言はそもそも被告によるものではない上、上記の場面においては原告と訴外正明の双方が感情的になっていることがうかがわれ、そのような中での上記発言をもって直ちに不法行為が成立するような違法な行為とまでは評価できない。なお、原告が被告に対して何度か苦情を申し入れた事実が認められることは上記のとおりであるものの、本件全証拠によっても、

原告による苦情の申入れの前後において、犬の鳴き声について具体的な変化が生じたとまでは認められず、被告が犬の鳴き声を激化させたとは認められない。

以上によれば、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(2) 原告が主張する不法行為②について

原告は、訴外正明の「お前のような馬鹿野郎が居るから村の雰囲気が悪くなるんだ。手前は気違ひだ。皆もそう言ってる」との発言及び同人が原告のほ場で栽培していたマコモをむしったことが被告の不法行為である旨主張するが、そもそも本件全証拠によつてもこののような言動があつたとは認められない上、原告の主張を前提としても、上記の言動は被告ではなく訴外正明によるものであるところ、本件全証拠によつても、被告が訴外正明に対してこのような言動を行うよう指示等をした事実は認められない。また、原告の、被告及び訴外正明が原告に対して犬は鳴くのが仕事である旨述べたとの主張についても、同様に、本件全証拠によつてもそのような発言があつたとの事実は認められない

(なお、被告が訴外正明に当該発言をするよう指示等をした事実が認められないことも上に述べたところと同様である。) 上、仮にそのような発言があつたとしても、上記の発言内容が原告の何らかの権利を侵害し違法であるとはいえないことは、上記(1)でみたとおり、原告が主張する不法行為①について、被告に不法行為が成立するとは認められないとからすればなおさらである。

したがつて、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(3) 原告が主張する不法行為③について

本件全証拠によつても、平成26年8月頃に原告のほ場にマムシが投入された事実や、それを被告又は被告の指示を受けた第三者が行ったとの事実は認められない。

また、証拠(甲2, 3, 5)及び弁論の全趣旨によれば、平成30年4月29日頃、原告のほ場内にマムシの死骸があつたことが認められるものの、本件全証拠によつても、その死骸が第三者により原告のほ場に投入されたものであ

る事実や、当該第三者が被告又は被告の指示を受けた第三者であるとの事実は認められないといわざるを得ない。

したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(4) 原告が主張する不法行為④について

本件全証拠によつても、被告が原告を常時監視して付きまとつているとの事実は認められない（原告が具体例として挙げる、原告が自身のほ場にいた際に突然被告から話しかけられたとの事実は本件全証拠によつても認められない上、仮に当該事実があつたとしても、そのことをもつて被告が原告を常時監視して付きまとつていると評価することはできない。）。

したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(5) 原告が主張する不法行為⑤について

証拠（甲2、8）及び弁論の全趣旨によれば、平成27年7月12日頃、原告のほ場で栽培されていたズッキーニの株のうち、複数の株の茎が根元から折れていることが認められるが、本件全証拠によつても、この日以外に、原告のほ場で育てられている作物等に何らかの異常が生じたとの事実を認めることは困難である。そして、上記のズッキーニの株の状態については、その株数や折れ方等からすれば人為的なものであることがうかがわれるものの、なお具体的な原因が明らかであるとはいえない上、仮に、何者かが原告のほ場を荒らしたということができるとしても、被告の関与の有無内容を具体的にうかがい知ることができるような証拠は何ら提出されておらず、結局のところ、平成26年6月以降被告又は被告の指示を受けた第三者が原告のほ場を荒らしたという事実を認めることはできないといわざるを得ない。

したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(6) 原告が主張する不法行為⑥について

原告は、被告が除雪作業を装い原告に騒音や振動による被害を生じさせた旨主張するところ、このような場合に不法行為が成立するか否かについても、上

記(1)と同様に、上記の騒音や振動が社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものと認められるかどうかにより判断することが相当である。

証拠（甲2，3，8）及び弁論の全趣旨によれば、原告が主張する平成28年1月30日、平成29年1月26日、同年3月8日、平成30年1月7日、同年2月24日及び平成31年2月17日、原告宅の周辺で除雪作業が行われたこと、当該作業に際しては、一定の作業音が生じたことが認められ（なお、当該作業により一定の振動が生じたであろうことはうかがわれるものの、これを認定するに足りる的確な証拠はない。），被告自身、除雪作業を行ったことがあるということについては自認するところである。

しかしながら、上記の作業音が全て被告又は被告の指示を受けた第三者によるものであると認めるに足りる的確な証拠はない上、上記の作業音については、その頻度や程度等に鑑みて、通常の除雪作業に伴い生じたものとの域を出す、社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものであるとまでは認められない（なお、本件全証拠によっても、上記の作業が、原告が主張するように、これを装って原告に騒音や振動による被害を生じさせることを目的として行われたものとは認められない。）。

したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(7) 原告が主張する不法行為⑦について

原告は、被告又は被告の指示を受けた第三者が側溝の上を渡ることで原告に騒音による被害を生じさせた旨主張するところ、このような場合に不法行為が成立するか否かについても、上記(1)及び(6)と同様に、上記の騒音が社会生活上受忍すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものと認められるかどうかにより判断することが相当である。

証拠（甲2，3，6，8）及び弁論の全趣旨によれば、原告宅付近に側溝があること、原告が主張する各年月日のうち、平成29年10月30日を除く各

年月日に、側溝の上を車両又は人が通行する際の音と考えられる音が鳴っていることが認められる。(なお、原告も自認するとおり、平成29年10月30日については、原告が主張するような音が鳴ったことを認めるに足りる証拠はない。)。

5 しかしながら、上記の音を、被告又は被告の指示を受けた第三者が発したと認めるに足りる証拠はない上、その音についても、その頻度や程度等からして、側溝の上を通行する際に通常生じると考えられる音の範囲を超えて、社会生活上受容すべき限度を超えて原告の権利利益を侵害するものであるとまでは認められない。

10 したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

(8) 原告が主張する不法行為⑧について

原告は、平成30年12月19日、被告と訴外きぬえが、ハンターが狩りの際に行う合図を模倣して原告を脅迫した旨主張するが、本件全証拠によても、被告と訴外きぬえがそのような行為を行ったとは認められない。

15 したがって、被告に不法行為が成立するとは認められない。

2 小括

原告は、自身が主張する言動や騒音等をもって、被告が原告に対する脅迫を行った旨主張するものであるが、原告が主張する言動や騒音等については、そもそもそのような事実が認められないか、認められるものについても不法行為が成立するとは認められないことはこれまでに述べたとおりであり、原告の上記の主張は採用できない。この結論は、原告のその余の種々の主張を踏まえても左右されるものではない。

第5 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

25 前橋地方裁判所沼田支部

葉集行

穀利宣

